

意見募集要領

次の「第3期大分都市圏ビジョン（案）」について、皆様の御意見（情報・専門的知識）を募集します。

1 名称 第3期大分都市圏ビジョン（案）

2 案の趣旨・目的

大分都市圏は、人口減少・少子高齢化社会を迎える中、広域的な視点からの連携を強化することで、地域の産業や福祉、環境などさまざまな分野の課題を協働で解決し、住民の生活向上を図り、行政サービスの効率化や地域資源の有効活用にも寄与することを目的とし、平成28年に大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町の7市1町で形成されました。本市は、令和7年度から大分都市圏推進会議に参加し、令和8年度の加入に向けて準備を進めています。

広域圏の中長期的な計画は、大分都市圏ビジョンにより示されていますが、現行の「第2期大分都市圏ビジョン」の計画期間が令和7年度で終了することから、令和8年度から令和12年度を計画期間とする「第3期大分都市圏ビジョン（案）」を策定するもの。

3 案の内容 別紙 第3期大分都市圏ビジョン（案）参照

4 意見の提出方法

意見には、必ず住所・氏名（法人その他団体の場合には、住所・名称・代表者の氏名）を明記してください。

(1) 直接、書面を提出する場合

佐伯市役所 総合政策部 政策企画課の事務所に提出してください。

(2) はがき又は書面を郵送する場合

郵便番号 876-8585

佐伯市中村南町1番1号 佐伯市役所 総合政策部 政策企画課

(3) ファクシミリの場合

総合政策部 政策企画課 (0972-22-3124)

(4) 電子メールの場合

総合政策部 政策企画課 (sseisaku@city.saiki.lg.jp)

5 募集期間

令和7年12月12日（金曜日）から令和8年1月13日（火曜日）まで

6 提出された意見の取扱い

(1) 皆様から提出された御意見を十分に考慮して、大分都市圏で最終的な意思決定を行います。

(2) 最終的な意思決定後、皆様から提出された御意見を整理して、その概要とこれらに対する実施機関（大分都市圏）の考え方を公表します。

(3) 御意見に対する個別の回答はいたしません。

(4) この募集は、皆様の御意見を基に、よりよい案をつくろうとするものであり、単に案に対する「賛否」の結論のみを問うものではありません。御意見として、案に対する「賛成」又は「反対」の意思を表明される場合は、必ずその理由等をお書きください。

7 問い合わせ先

佐伯市役所 総合政策部 政策企画課（本庁舎5階）

電話 0972-22-4104

Eメール : sseisaku@city.saiki.lg.jp